

今月の注目

「労働時間」正しく把握してますか？

労働時間の把握義務

労働基準法108条

賃金台帳を調整する過程で計算の基礎となる労働時間数の把握が必要

労働基準法施行規則54条

労働時間数等の記入事項を定めている

労働安全衛生法66条の8の3

面接指導を実施するため労働時間の状況を把握しなければならない（管理監督者含む）



正しく把握しないと



未払い残業代リスク 送検リスク ブツラク企業化など

～労働時間の適正な把握ガイドライン(厚生労働省)抜粋～

■労働日ごとの始業・終業時刻の記録確認方法

原則⇒使用者自ら現認 or

タイムカードやICカードなどの客観的な記録に基づくもの

例外⇒自己申告によるもの

(ただし、十分な説明や実際と乖離する場合は調査するなどの対応必要)

1日8時間を超える時間 1週間40時間を超える時間 ⇒割増発生
 (「週休2日制でなく+1日8時間勤務」は残業代発生の可能性大)



<事務所より>

先日、社労士の研修で元労働基準監督署の監督官だった人（現在は社労士）の研修を受講し、労基署の方と絶対に喧嘩しないことをすすめられました。

今月のテーマの「労働時間の適正把握」は近年、行政側が力を入れている分野となりますので、改めて自社の状況を見直してみたいかがでしょうか？



詳しくは当事務所までお気軽にお問合せ下さい

えとう社会保険労務士・行政書士事務所

田村市船引町東部台三丁目43番地 ☎ 0247-82-6265
<https://www.eto-srgs.com/> Mail : info@eto-srgs.com